

令和4年3月22日  
大阪市教育委員会事務局

## 田島小学校のガス式空調、エレベーターの管理について

### 1 意見交換の経過

- 1月26日開催の検討会議において、田島小学校の校舎管理について、教育委員会事務局より次のとおり管理の考え方を報告しました。
  - ガスについては、現時点で学校や事業等での使用予定がないことから、安全性の観点から閉栓する予定です。また、ガス式空調についても使用予定がないことから、法定点検を実施しない予定としています。このため、電気式空調を設置している多目的室を除き、その他の教室等に設置されているガス式空調については法令上使用できません。
  - エレベーターについては、現時点で学校や事業等での使用予定がなく、法定点検を実施しない予定としていることから、法令上使用できません。
- 検討会議においては、「一旦、地域に持ち帰り議論・検討したい。」とのご意見があり、その後地域において検討頂いた結果、「ガス式空調、エレベーターともに災害時に使える状態にして欲しい」とのご意見を頂きました。

### 2 管理の方向性

- 田島小学校の校舎については、昨年3月の検討会議において、校舎を教育委員会で管理してほしいとのご意見をふまえ、教育委員会が、行政目的がない普通財産として、次の活用が決まるまで暫定的に管理を行うこととしています。
- 小中一貫校に必要な校舎を田島中学校に整備することから、田島小学校の校舎を授業や教育活動等で恒常的に使用することはありません。また、校舎整備等については国の交付金等を活用しながら行っており、将来的に小中一貫校の校舎が老朽化した際の改築等を適切に実施するため、学校用途の行政財産から普通財産に変更することになります。
- 管理にあたっては、「ガス式空調、エレベーターともに災害時に使える状態にして欲しい。」とのご意見があったことをふまえ、今後の生野区における避難所としての指定やまちづくりの観点から、将来を見据えた具体的な活用方針の検討に向けて連携を図りながら、次の活用が決まるまでの間については、ガス式空調やエレベーターの機能を維持できるように対応します。